第二十二条及び第二十八条第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第三十八条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

第九条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

一　第八条第一項の規定による申出の受理

二　前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2　国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百九条の四第三項	日本年金機構（以下「機構」という。）
前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第十条第一項各号
第一項各号	又は一部
若しくは一部	又は不適当
若しくは不適当	、施行令第十条第二項において準用する前項
第百九条の四第四項	同条第一項各号
、前項	又は同条第二項において準用する前項
第一項各号	するとき
又は前項	、施行令第十条第二項において準用する第三項
するとき（次項に規定する場合を除く。）	同条第一項各号
第百九条の四第六項	又は同条第二項において準用する第三項
、第三項	施行令第十条第一項並びに同条第二項において準用する第三項、第四項及び前項
第一項各号	同条第一項各号
又は第三項	
第百九条の四第七項	
前各項	
第一項各号	

（機構への事務の委託）

第十一条　厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第二条第一項の規定による非加入みなし期間に係る保険料の還付に係る事務（当該還付を除く。）

二　前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2　国民年金法第百九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（同項において「施行令」という。）第十一条第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「施行令第十一条第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正）

第三十九条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「日本土地家屋調査士会連合会」の下に「、日本年金機構」を加える。

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第四十条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条第二号中「第三条第二項第二号イ」を「第三条第二項第二号」に改める。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第四十一条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同項第二号中「前号イからハまで」を「前号イ及びロ」に改める。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四十二条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第四十三条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「社会保険庁長官の」を「厚生労働大臣の」に、「による給付」を「処分（」に、「による給付及び」を「処分（」に改め、「（以下「特別障害給付金」という。）」の下に「の支給に関する処分を含み、」と、同法第四条第一項中「による給付」とあるのは「による給付及び特別障害給付金」を加え、「又は国民年金基金」を「事務を行う」に、「、国民年金基金又は」を「事務を行い、若しくは」に、「処分をした社会保険庁長官」を「処分をした」に改め、同条第二項中「並びに国民年金基金及び国民年金基金連合会」を「事務を行う」に、「、国民年金基金及び国民年金基金連合会並びに」を「事務を行い、又は」に、「処分をした社会保険庁長官」を「処分をした」に改める。